

## 6 愛知県 特別職の報酬等改定の考え方

### (1) 一般職の改定率、指定職給料表の累積改定率及び特別職の平均改定率の経緯

項目	年度	9~15	16	17	18		19	20	21	22	23	24	25	26	27		28
					給与構造改革 <18.4.1>	給与改定									総合的見直し <27.4.1>	給与改定	給与改定
民間給与との較差 〔一般職(行政職) 全体の改定率〕		累積 △1.06%	改定 なし	△0.31%	△5.70%	改定 なし	0.51%	改定 なし	△0.21%	0.78%	0.19% (H24.4実施)	改定 なし	改定 なし	0.44%	△3.5%	0.59%	0.43%
指定職給料表の 改定率		累積 △1.71%	改定 なし	△0.30%	△6.70%	改定 なし	改定 なし	改定 なし	△0.32%	1.05%	0.02% (H24.4実施)	改定 なし	改定 なし	改定 なし	△3.5%	0.08%	0.15%
指定職給料表の 前回改定からの 累積改定率			—	△0.30%	[累積改定率] △0.30% [給与構造改革] △6.70%	—	—	△0.32%	0.73%	0.75%					→ 0.83%	0.98%	
特別職の 平均改定率		△2.0%			△7.00% (議員△1.30%)										知事・副知事 △3.5%		
適用日		15.12.1			19.1.1										27.4.1		

(注) 指定職は、職務と責任が特に高度である一般職であり、その職責等を考慮して一般の職員とは別に指定職給料表を定め、その職に応じた額が支給されている。

#### 【総合的見直しについて】

- 総合的見直しに伴う知事・副知事の給料△3.5%は、同率相当の地域手当の引上げ(6.7%→10.5%)を実施する配分見直しであり、給与全体の水準を変更するものではないため、累積改定率には含めていない。  
なお、制度改正に伴う経過措置として、知事・副知事のうち平成27年3月末の現任者については、引下げ前の給料月額を適用し、地域手当の支給割合を据え置いている。
- 議員には地域手当が支給されないため、議員報酬は改定していない。